

令和 8 年度 宮崎県農地集積・集約化推進活動計画

令和 8 年 5 月 1 3 日
県農地集積・集約化
推 進 本 部 会 議

1 目的

担い手の減少や高齢化が進む中、平成 25 年に農業経営の規模拡大や農用地の集団化を目的に、農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、本県においても同年に基本方針を策定し、宮崎県農地集積・集約化推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置。農地中間管理機構を中心に、県、市町村等の関係機関が連携して農地中間管理事業を推進することで、担い手への農地集積は、平成 25 年の 45.0%から令和 6 年の 58.6%と 13.6%上昇し、認定農業者 1 経営体あたりの面積も上昇してきた。

しかしながら、近年は、担い手の農地利用面積の増加が鈍化し、規模拡大も伸び悩んでおり、生産性向上のためには分散した農地を集約化する取組が必要不可欠となっている。

また、地域計画においても、生産性向上に直結する農地の集約化は、地域の大きな課題として捉えられており、地域計画の継続的なブラッシュアップに加え、重点的に集約化の取り組みを支援する地域（以下「集約化重点支援地区」という。）を設定し、成功事例を創出する等、農地の集積・集約化を加速する必要がある。

このため、本部会議において、関係機関が連携して次に掲げる活動を行い、本県農業の生産性を向上することで、農業経営の収益力を高め、農業経営体の所得の確保・向上を図る。

2 目標

- ① 県農地バンクの取扱面積：3,000ha
- ② 集約化重点支援地区における農地集約化に向けた取組：26 地区
- ③ 簡易基盤整備面積：80ha

3 令和 8 年度活動計画

（1）県域・地域組織の連携による農地集約化取組の実施（主：担い手農地対策課）

- ・農地の集約化に取り組む意欲のある地域を支援するため、次の取組を行う。

【取組内容】

1）関係機関の連携強化

- ・本部会議は、県や農地中間管理機構、農業会議などの関係機関で構成し、地域の意見を聞きながら必要な会議や調査、情報提供等を通して、地域の農地集約化等の支援を行う。
- ・地域においては、地域毎に農地集積・集約化地域推進チームを組織し、重点支援地区等各種施策で対象とする地域や対象者とともに、農地の集約化等に取り組む。

- ・区画拡大の意向のある地域に対して、宮崎県大区画化等推進協議会と連携し、大区画化等加速化支援事業を推進するとともに、農業者が自ら行う農地の畦畔除去等を支援する。

2) 地域に対する具体的な支援

- ① 地域計画のブラッシュアップの支援
 - ・国のデータベースを使った分析
 - ・目標地図作成における地図システム活用等の支援
 - ・理解醸成に係る資料の作成や県HPを活用した広報活動
- ② 集約化重点支援地区の推進
 - ・地域推進チームの定期的な会議による課題の抽出
 - ・課題に応じた対処法の提案と支援
- ③ 各種制度や事業、県内外の事例の紹介等
 - ・農地集約化促進事業や大区画化等加速化支援事業等の情報を各種会議や研修会等で提供
 - ・県内外の集約化事例の調査
- ④ 農地中間管理機構を通じた貸借等を働きかけ
 - ・担い手不在地域における新たな農業者の参入促進や農地交換の支援
 - ・農地の円滑な交換を推進するため、農地中間管理機構は、農業委員会組織の「人と農地をつなぐ「ひむか」運動」と連携し、機構駐在員や農業委員等とともに、集約化に向けた話し合いにおいて農地中間管理機構を通じた貸借等を働きかける
 - ・所有者不明農地においては、必要に応じて、司法書士等専門家を活用

【スケジュール】

- ① 農地集積・集約化推進本部会議
(5月13日 15:00～17:00 場所：県電ホール)
 - ・農地集約化推進活動計画の決定
- ② 農地集積・集約化地域推進チームとの意見交換(第1回)(6～7月の予定)
 - ・集約化重点支援地区に関する意見交換
- ③ 農地集積・集約化推進チーム事務局会議(9月の予定)
 - ・上半期の実施状況共有、課題への対応協議
- ④ 農地集積・集約化地域推進チームとの意見交換(第2回)(10月の予定)

(2) 水田の受け皿となる経営体の育成 (主：農産園芸課)

- ・地域水田の受け皿となる経営体の育成強化・規模拡大の支援を行う。

【取組内容】

- 1) 地域水田の受け皿となる経営体の育成強化・規模拡大の支援
 - ・「県版経営指標」のブラッシュアップ
 - ・経営コンクール創設に向けた検討
 - ・大規模経営体の課題解決に向けた研修会の開催

2) 地域の経営体育成支援

- ・経営分析に基づいた PDCA サイクルの実践
- ・高収益作物の導入の効果分析
- ・高性能スマート農機や自動操舵システムの導入支援

3) ネットワーク等を活用した経営体への支援

- ・大規模経営体ネットワークと地域計画のモデル地区との連携による支援

【スケジュール】

- ① 「県版経営指標」のブラッシュアップ（4月～9月）
- ② 経営コンクール創設に向けた検討（4月～12月）
- ③ 大規模経営体の課題解決に向けた研修会の開催（9月～3月）
- ④ 経営分析に基づいた PDCA サイクルの実践（4月～11月）
- ⑤ 高収益作物の導入の効果分析（10月～3月）
- ⑥ 高性能スマート農機や自動操舵システムの導入支援（4月～3月）
- ⑦ 大規模経営体ネットワークと地域計画のモデル地区との連携による支援（4月～3月）

（3）農地集積・集約に繋がる基盤整備の推進（主：農村計画課）

- ・地域計画と連携し、農地の区画拡大に向けて次の取組を行う。

【取組内容】

1) 基盤整備図の作成・提供

- ・基盤整備プランニング事業(県単)を活用し、農地の区画拡大や集約化の状況が分かるイメージ図(基盤整備図)を作成・提供

2) 基盤整備に向けた事業化を支援

- ・基盤整備事業に係る理解醸成のため市町村職員や農業者向けに、各種会議や研修会にて、基盤整備の事業説明を実施
- ・基盤整備推進マニュアルや国資料等を利用し、基盤整備の要望のある地区の事業化を支援

3) 簡易基盤整備（畦畔除去等）の迅速な実施

- ・畦畔除去後も明確に土地境界を確認できる体制を整えるため、関係機関と協議を行い、ソフト事業の創設を検討
- ・国庫補助事業や県単独事業を活用し、簡易基盤整備を迅速に実施

【スケジュール】

1) 基盤整備図の作成・提供

- ① 要望量調査（4～7月まで）
※追加要望があれば、その都度受付
- ② 図面作成箇所の決定（8～9月まで）
- ③ 図面作成（10月～2月）
- ④ 図面提供（3月）

2) 基盤整備に向けた事業化を支援

- ① 市町村農業農村整備事業担当課長会議（5月）
 - ② 令和8年度外部リーダー養成研修会（8月）
- ※その他、適宜実施。

3) 簡易基盤整備（畦畔除去等）の迅速な実施

- ① 簡易基盤整備（畦畔除去等）要望量の調査（4月、他適宜）
 - ・昨年度末までに簡易基盤整備の要望のあった地区を対象に、要望内容について再確認。
 - ・今年度以降の簡易基盤整備に係る要望量を調査。
- ② 農業農村整備事業関係担当国会議（6月）
 - ・県担当者向けに簡易基盤整備基盤整備に関する事業等について説明。
- ③ 簡易基盤整備（畦畔除去等）の迅速な実施（年度内）
 - ・要望地区のうち、事業採択要件を満たす地区については、関係機関と事業化に向けた協議を迅速に行い、次年度の事業実施に向けて予算確保に努める。